

## 意見書

この度、地方自治法第74条第1項の規定により、法定署名数1,216を上回る3,674人の連署による、新伊達博物館につき、再度の考案を行う事。及び同建物新築に対する予算執行を停止する事。新伊達博物館建設につき、住民投票条例を制定する事。の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を申し述べます。

御案内の通り、昨年6月に「伊達博物館改築事業について天赦公園（キリン公園）への移転改築の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求」があり、市の意見書を付けて議会に付議した結果、賛成少数にて条例案は否決されたところでございます。

今回、若干内容は異なりますが、同趣旨の請求がございました。伊達博物館改築事業に係る市の基本的な考え方やこれまでの経緯については、配布しております資料のとおり、建替委員会で御審議をいただくとともに、議会や市民説明会等を通じて、丁寧に説明して参りましたので、本日は、昨年6月議会以降の経過等について簡単に触れさせていただきます。

従来から、事業の進捗に応じて、市議会に説明申し上げるとともに、令和4年8月1日から8月31日の1か月間、建築基本設計に係るパブリックコメントを実施するとともに、委託業者も出席の上、8月7日から11日の間に計7回の市民説明会を開催いたしました。

また、展示構成案につきましても、同年11月28日から12月23日の間においてパブリックコメントを実施するとともに、ワークショップを開催するなど、市民の皆様への丁寧な説明に努めて参りました。現在、実施設計の取りまとめ段階となっておりますが、今後も事業の進捗に合わせて、皆様に丁寧に御説明させていただく予定でございます。

はじめに、本請求の要旨について、意見を申し上げます。

要旨の1では「新伊達博物館建設につき、再度の考案を行う事。及び同建物新築に対する予算執行を停止する事。」とあります。

新博物館の建設につきましては、将来の宇和島市にとって必要な投資であると考えており、建替委員会等において多角的な視点から御検討いただいた上で、市民の代表である市議会に対して、進捗に応じて説明を行い、予算審議等を通じての様々な御意見を頂戴するとともに、パブリックコメントや市民説明会を通じて、丁寧に説明し幅広い御意見をお聞きするなど、適切な手続きを経て進めてきたものと考えております。

また、事業に必要な予算や関連議案につきましては、当然であります。その都度、市議会に上程し、慎重な御審議をいただきながら、議決を経て執行しております。

このため、請求要旨にある予算執行の停止等につきましては、これまでの関係者の御尽力や議会の議決に反することになるものと考え、る次第であります。今後予定されております、必要な予算や建築に係る契約議案や関係条例等の整備に係る議案について、これまで同様、

丁寧に説明しながら、適切な手続きを重ねて取り組んで参りますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

要旨の2では「新伊達博物館建設等につき、住民投票条例を制定する事。」とありますが、仮に本請求による住民投票条例が可決された場合には、「新伊達博物館建設等につき、住民投票条例を制定する事。」そのものについて、市民の皆様に賛否を問う住民投票となるため、内容が不明確、非現実的と言わざるを得ないと考えます。

次に、住民投票条例案について意見を申し上げます。

条例案第1条、第2条、第6条第2項、第14条では「住民投票条例を制定する事」と規定されておりますが、本条例案の名称では「新伊達博物館建設につき、住民投票条例を制定する事」請求書では「新伊達博物館建設等につき、住民投票条例を制定する事」とされております。それぞれ表現が異なっており、具体的に何を対象にして、何について賛否を問う住民投票条例の制定を指しているのか詳細が不明であるため、明確にする必要があると考えます。

第11条においては「住民投票に関する運動は自由とする。ただし市民の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、または市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。」と規定されておりますが、この条文の内容では、買収、脅迫等の公職選挙法その他の選挙関係法令に反する行為に対する規制が不十分であります。

第14条においては「住民投票において有効投票総数の賛否いずれかの過半数に達したときは、市長および市議会は投票結果を尊重し関係機関と協議して新伊達博物館建設につき、再度の考案を行う事。予算執行を停止する事。住民投票条例を制定する事について市民の意思が正しく反映されるよう努めなければならない。」と規定されておりますが、住民投票条例の制定に関しましては、先ほど申し上げたとおり、何を対象とした住民投票条例を制定し、何について賛否を問うのかが不明確である事から、市民の皆様の意思を正しく反映する事はできないと考えます。

なお、条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がございません。

議会制民主主義を補完する役割を果たすのが住民投票であり、市民の皆様の意思を確認するためには、住民投票が成立する要件として、最低投票率に関する規定が必要であると考えます。

最後に、新博物館の建設につきましては、将来の宇和島市にとって必要な投資と考えており、これまで、市民の皆様やその代表である市議会に対しまして、丁寧に説明し、様々な御意見をお聞きしながら、慎重に事業を進めてきたところであります。

宇和島伊達文化をはじめ、本市が誇る歴史文化や伝統などを後世に継承し、その魅力を市民はもとより、国内外に広く発信する施設として、また市民の憩いや交流の場ともなる新博物館の建設に向けて、引き続き着実に取り組んで参りたいと考えております。

以上のことから、市といたしましては、本住民投票条例の制定は、必要はないものと考えております。

議員の皆様におかれましては、慎重な御審議をいただき、適切な御判断をお願い申し上げ、本条例案に対する意見といたします。

令和5年6月23日

宇和島市長 岡原文彰